

# 社会福祉法人あおかげ役員等の報酬規程

## 第1章 報酬

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あおかげ(以下「この法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事、監事及び評議員)(以下「役員等」という。)の報酬等の支給基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等週4日以上勤務する者・この法人を主たる勤務場所とする者の報酬、賞与及び退職手当
  - (2) 非常勤役員等(常勤役員等以外の者) 報酬
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤職員等の報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は・次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ・当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬別表第1に定める額
- (2) 賞与別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 退職慰労金については別表第3退職慰労金に定める額及び算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程通勤手当の規定に準じる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬別表第4に定める額
- (2) 非常勤職員等が職務のため出張をした場合は、別表第6に定める(旅費日当、食事代)を支給する。交通費、宿泊代については、第9条の出張旅費を適用し支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬は別表第5に定める額を支給する。

- (1) 法人の職員を兼務する役員等は、第5条以外は職員就業規則等を適用する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日(その日が休日に当たるときは、職員給与規程第5条第1項に準じた日)
- (2) 賞与 毎年7月及び12月
- (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後6か月以内、

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した月の翌月25日に支給する。  
(その日が休日に当たるときは、職員給与規程第5条第1項に準じた日)
- 3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

## 第2章 出張費

(出張旅費)

第9条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

- 2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃(急行料金、特急料金、指定席料金などを含む)に要した費用を支給する。
- 3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。
- 4 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、1日あたり別表第6に定める額を支給する。
- 5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。
- 6 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。
- 7 海外出張については、別表第6に定める額を支給する。

(出張旅費の仮受け)

第10条 出張旅費は出発前に予定謙算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

第11条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

- 2 出張旅費を仮受けした場合は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

### 第3章 退任慰労金

(金額の算定)

第12条 退任役員等に対する退任慰労金の金額は、別表3に定める額を基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。

但し非常勤役員の場合は、任期期間の半分として算出する。

2 在任期間の計算は、役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月は6か月以上のときは切り上げ、6か月未満のときは切り捨てるものとする。

3 評議員の計算式については、非常勤職員の計算式に準じて算出する。

(支給の方法)

第13条 退任慰労金は、役員等を退任した時点にて計算を退職月の翌月に指定口座振込にて支給する。

(控除)

第14条 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員等が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

### 第4章 慶弔

(受章祝金)

第15条 役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、広島県知事等の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表7に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第16条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表7に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第17条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表7に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第18条 役員等が死亡したときは、別表8の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第19条 役員等の親族等が死亡したときは、別表9に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

### 第5章 附則

(公表)

第20条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬

等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第21条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。

別表第1(常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額500,000円
常務理事	月額400,000円
理事	月額300,000円

別表第2(常勤役員等の賞与)

7月の賞与	報酬月額×2.5か月分
12月の賞与	報酬月額×2.5か月分

別表第3(退職慰労金)

最終報酬月額×在職年数×係数

理事長	在任期間1年につき	50,000円
理事・監事	在任期間1年につき	40,000円
評議員	在任期間1年につき	30,000円

※非常勤役員等については、在任期間を半分として算出する。

※上記在任年数は1か年を単位とし、端数は月割りとする。ただし1か月未満は1か月に切り上げる。

別表第4(非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

区分	冒額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(2) 理事・監事

区分	日額
理事会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(3) 監事

区分	日額
監事監査への出席	10,000円
上記の他、理事会、評議員会など業務の出勤	5,000円

別表第5

①役職ごとの役員報酬額を定める。

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬額を支給する。

役職名	役員報酬
理事長	月額 150,000円
常任理事	月額 120,000円
理事	月額 100,000円

別表第6 (旅費日当、食事代支給)

	日当	朝食代	夕食代
国内	5,000円	1,000円	2,000円
海外	初回 30,000円 2回目 10,000円	1,500円	2,500円

別表第7 (祝金及び見舞金)

①役員等の慶弔金額を定める。

区分	支給基準額	備考
受章祝金	ア. 広島県知事、厚生労働大臣 表彰受章のとき50,000円 イ. 国の褒章制度による 褒章受章のとき100,000円 ウ. 理事長が指定した褒章 10,000円以上50,000円以内	
傷病見舞金	ア. 私傷病見舞金 10,000円 イ. 業務上の傷病による見舞金 (通勤災害を含む) 30,000円	
災害見舞金	被害の程度により 10,000円以上50,000円以内	

別表第8 (弔慰金)

①役員等の弔慰金を定め支給する。

対象者	支給基準額	備考
理事長	50,000円	弔電 生花 (1対)
理事・監事	50,000円	
評議員	30,000円	

別表9 (香華料)

①役員及び親族香華料を支払う。

対象者	支給基準額	備考
配偶者	30,000円	弔電 生花 (1対)
父母	10,000円	
配偶者の父母、義父母	10,000円	弔電 生花 (1基)
子	30,000円	
祖父母	10,000円	弔電
兄弟	10,000円	